

## 今回のテーマ： 2019年10月1日以後適用する消費税率の経過措置

2019年10月1日（以下「施行日」）以後の取引に係る消費税については、経過措置を除いて、新税率10%（軽減対象資産については8%）が適用されます。施行日前後の取引については、つぎのような経過措置があります。

事 例		適 用 税 率
① 資産の譲渡	売り手は出荷基準により施行日前に売上計上、買い手は検収基準により施行日後に仕入計上、この仕入の適用税率は？（売り手は旧税率8%で売上計上し、請求書も旧税率8%で発行）	売り手が収益認識した時をもって資産の譲渡等が行われたものと考えため、買い手の仕入税額控除の計算は旧税率8%が適用されます。
	施行日前に旧税率8%で販売した商品が、施行日以後に返品された場合、対価の返還等に係る消費税等の適用税率は？	原則：販売時の旧税率8%が適用されます。 例外：事業者が合理的な方法により継続して返品処理を行っている場合、一定の要件のもと、新税率10%が認められます。
② 役務の提供	施行日前の2019年9月1日に、同日から一年間の役務提供を行う契約を結び、 <u>契約時に一年分の対価を一括で受領する</u> ケース	
	契約期間を一年間として、料金を年額で定め、その <u>役務の提供が一年ごとに完了</u> する場合	原則として新税率10%が適用されます。 (役務の全部が完了する時の税率)
	途中解約時の未経過部分について返還の定めがない契約の場合	事業者が継続して一年分の対価を受領した時点の収益として計上している場合、旧税率8%の適用が認められます。
	契約期間は一年間であるが、その <u>役務の提供は月ごとに完了</u> するものであり、途中解約があった場合に未経過部分について返還することが定められた契約の場合	施行日前に完了した部分は旧税率8%、施行日後に完了した部分は新税率10%が適用されます。
③ 資産の貸付	リース契約などについて、 <u>2019年4月1日の前日までに資産の貸付に係る契約を結び、貸付期間及び期間中の対価が定められ、施行日以後も引き続きその資産の貸付を行っている</u> 場合	施行日以後の貸付であっても、旧税率8%が適用されます。2019年4月1日以後に契約した場合は、施行日の前日までは旧税率8%、施行日以後は新税率10%が適用されます。
④ その他	旅客運賃、映画、演劇などの料金について、施行日前に支払い、施行日後にサービスを受けるもの	旧税率8%が適用されます。
	電気・ガス料金など、施行日前から継続的に供給を受け、 <u>2019年10月31日までの間に</u> 料金の支払金額が確定するもの	旧税率8%が適用されます。

**お見逃しなく！**

不動産の賃貸借契約については、③の事例の要件を満たす場合でも、契約書に「契約期間中であっても事情の変更により賃料改定ができる旨」の定めがある場合には、2019年9月分までの賃料が旧税率8%、2019年10月分以降の賃料は新税率10%が適用されます。